

レンタル申込書

※全てご記入ください。

申込日 年 月 日

ご契約者様情報	会社名								
	部署名								
	担当者名					印			
	住所	〒							
	電話番号								
	メールアドレス								
	レンタル物件	台	期間	年	月	日	～	年	月

■ご契約者様は、以下のレンタル約款条項について、ご了承頂いたくものと致します。

<レンタル約款>

第1条(総則)

本レンタル約款は、ご契約者様(以下甲という)とミナトエレクトロニクス株式会社(以下乙という)との間の賃貸借契約に対し適用します。

第2条(レンタル物件)

甲は乙に対し、レンタル物件(以下物件という)を賃貸し、乙はこれを賃借します。

第3条(レンタル期間)

- レンタル期間は別途取り決めの通りとする。
- レンタル期間は乙が甲に物件を引き渡した当日から起算する。(甲が物件を受け取った日とする)
- レンタル期間の延長については、レンタル期間が満了する前に甲と乙の間で別途取り決めを行うものとする。
- レンタル期間途中の解約については、特段の事情が無い限り乙は申し出を承諾するものとする。但し、レンタル料については、第4条に基づき精算を行うものとする。

第4条(レンタル料)

- レンタル料金は別途取り決めの通りとする。
(物件の種類、数、及びレンタル期間に基づき、乙独自の算定方法により、レンタル料金を算出する)
- レンタル料金の支払い方法については、別途取り決めの支払い方法に従い、支払うものとする。
- レンタル期間途中の解約については、実際のレンタル開始日からレンタル終了日までの期間に応じた、乙独自の割引率により再算定された金額を精算するものとします。

第5条(物件の引き渡し)

- 乙は、甲の指定する日本国内の場所に搬入するものとする。
- 物件の搬入、搬出に関わる運送の手配は乙が行うものとする。
- 物件の搬入、搬出に関わる運送費等の諸費用の負担及び料金については、別途取り決めを行うものとする。

第6条(担保責任)

- 乙は甲に対して、物件の引き渡し時において物件が正常な機能を備えている事のみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しない。
- 甲が乙に対して物件の引き渡しを受けた後1週間以内に、物件の性能の欠陥について通知をなさなかった場合は、物件は正常な機能を備えて引き渡されたものとする。
- 物件引き渡し後に甲の責に帰すべからざる自由により物件が正常に機能しなくなった場合、可能な限り乙は物件を修理または取り替えるものとする。
但し、この場合において、乙は甲に対して損害賠償の責は負わない。
- 前項の物件の修理または取り替えに過大な費用または時間を要する場合、乙はレンタル契約を解除することができる。

第7条(物件の使用・保管)

- 甲は物件の仕様、保管に当たり、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱うものとする。
- 甲は乙の書面による承諾なく、物件の改造・加工、及び第三者に対する貸借の譲渡または貸しをしてはならない。
- 物件自体またはその設置、保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がそれを賠償する。
- 甲は物件について他から強制執行その他法律的、事実的侵害が内容に保全するとともに、仮にそのような事態が生じた時は速やかに乙に通知し、事態の解消を図るものとする。

第8条(物件の滅失、毀損)

- 物件が滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)した場合、もしくは返還不能になった場合は、甲は乙に対し代替物件の購入代金を支払うものとする。
- 物件が毀損(所有権の制限を含む)した場合、甲は自己の費用にて物件を修理、復元しなければならない。
- 1項、2項で述べた事項は、通常の使用による損耗には適用されないものとする。
- 物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中は、レンタル料金の支払い義務は免れないものとする。

第9条(契約の解除)

- 甲が次の各号の一に該当した場合には、乙は催告をせず通知のみにより本契約を解除することができる。
この場合、甲は乙に対し、未払いレンタル料その他金銭債務金額を直ちに支払い、乙になお損害がある場合にこれを賠償する。
- レンタル量の支払いを一回でも遅滞した時。
 - 支払いを停止、又は手形・小切手を不渡りにした時。
 - 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、及びこれらに類する申し立てがあった時。
 - 事業の休廃止、解散、又はその信用を喪失した時。
 - 故意、又は重大な過失により、物件に修理不能の損害を与え、又は滅失した時。
 - その他本契約の各条項の一に違反した時。

第10条(物件の返還)

甲は、乙に対してレンタル期間終了後の1週間以内に搬出し返還するものとする。

第11条(消費税の負担)

甲は、レンタル期間の時点における税法所定の税率による消費税額をレンタル料に加算して支払うものとする。
消費税額が増額された場合には、甲は乙の請求により直ちにその増額分を賃貸人に支払うものとします。

第12条(不可抗力)

天変地異、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、その他賃貸人の席に帰することのできない事由に起因するレンタル契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、甲は何らの責をも負担しないものとします。

第13条(裁判管轄)

本契約についての全ての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とする。